

# 下水道使用料改定のお知らせ

～2023年（令和5年）7月1日から下水道使用料が値上げとなります～

藤沢市

下水道使用料は、家庭や事業所などから排出される汚水を下水道施設で浄化するための費用として、みなさまにご負担いただいているものです。

## ○下水道使用料がどのくらい上がるのか？

2023年(令和5年)7月1日から下水道使用料を平均で **12.5%** 値上げいたします。

例えば、平均的な家庭における2か月当たりの水量とされる40m<sup>3</sup>の場合、

2か月で568円（**1か月当たり284円**）の負担増となります（税込み）。

（※）使用料の計算方法は裏面をご覧ください。

## ○下水道使用料を改定するのはどうしてか？

本市の下水道事業は、企業会計方式を導入し、独立採算（汚水の処理費用は使用料収入でまかなう）を原則としております。下水道使用料は、これまでも定期的に見直しを行っており、平成29年度の見直し以降は、使用料を改定せずに事業を運営してまいりました。

しかしながら、下水道における事業課題として、今後10年間で急速に施設の老朽化が進むことが予測される状況下で、「市民の安全で快適な暮らしを維持していく」ため、施設の適正な維持管理や、改築・更新を着実に実施することに加え、浸水・地震などの災害対策や水域環境の向上などの取組もしっかりと進める必要があります。

このような事業課題の解決に向け、令和5年度から10年間を対象期間として策定した中期経営計画において、下水道施設の維持管理費用が大幅に増加することが見込まれることから、下水道使用料を改定させていただくこととしたものです。

なお、下水道使用料の見直しにつきましては、藤沢市下水道運営審議会（※）において審議が行われ、その結果を踏まえながら改定に至りました。

また、今回の改定につきましては、藤沢市議会の令和4年12月定例会において、藤沢市下水道条例の一部改正について議決を経ているものです。

（※）本市における下水道事業の運営に関する事項を調査審議する機関です。

今後とも、より効率的な事業運営と経費節減に努めてまいりますので、みなさまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## ○2か月当たりの下水道使用料単価表（税抜き）

	汚水排除量	現行（円）	改定後（円）
基本使用料	16㎡以下の分	1,398	1,630
1㎡あたりの使用料単価	16㎡を超え30㎡以下の分	102	113
	30㎡を超え40㎡以下の分	118	131
	40㎡を超え60㎡以下の分	137	152
	60㎡を超え100㎡以下の分	167	185
	100㎡を超え200㎡以下の分	197	218
	200㎡を超え600㎡以下の分	239	264
	600㎡を超え2,000㎡以下の分	281	311
	2,000㎡を超え10,000㎡以下の分	323	357
	10,000㎡を超える分	364	403

## ○2か月当たりの下水道使用料早見表（税込み）

汚水排除量 (㎡)	下水道使用料（円）		増加額 (円)
	現行	改定後	
0~16	1,537	1,793	256
20	1,986	2,290	304
30	3,108	3,533	425
40	4,406	4,974	568
50	5,913	6,646	733
75	10,176	11,370	1,194
100	14,768	16,458	1,690
200	36,438	40,438	4,000
500	115,308	127,558	12,250
1,000	265,238	293,438	28,200
5,000	1,640,238	1,813,638	173,400
10,000	3,416,738	3,777,138	360,400

<下水道使用料の計算例>

水量が2か月で40㎡の場合の計算方法です。

$$\begin{aligned}
 & (①+②+③) \times 1.1 = 4,522\text{円} \times 1.1 \\
 & = 4,974\text{円} \quad (\text{税込み})
 \end{aligned}$$

- ① 基本使用料（16㎡以下の分） 1,630円  
 ② 16㎡を超え30㎡以下の分（30㎡-16㎡）  
 14㎡×113円/㎡ = 1,582円  
 ③ 30㎡を超え40㎡以下の分（40㎡-30㎡）  
 10㎡×131円/㎡ = 1,310円

※ 下水道の使用期間が2023年（令和5年）7月1日をまたぐ場合は、現行使用料と改定使用料の使用日数に応じた日割り計算により算出されます。

下水道使用料改定についての詳しい内容は、本市ホームページに掲載しています。  
 （藤沢市下水道運営審議会の会議録要旨もこちらでご覧になれます）

《掲載場所》

ホーム>まちづくり・環境>下水道>下水道使用料>下水道使用料の改定について



【お問い合わせ先】

藤沢市役所 下水道部 下水道総務課 使用料担当（分庁舎5階）  
 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1  
 TEL 0466-50-8246（直通） FAX 0466-50-8388  
 E-mail fj-gesui-so@city.fujisawa.lg.jp